

## 法人役職員の任期について（案）

職名	任期	決定方法及び理由
学長となる理事長 (最初の学長となる理事長)	4年	定款附則
(次の学長となる理事長)	法人化後に決定	2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。
理事	2年	6年を超えない範囲で理事長が定める。
監事	2年	定款で決定済み
経営審議会委員 (理事長, 理事)	—	それぞれの職の任期による。
(学外委員)	2年	定款で決定済み
教育研究審議会委員 (理事長, 理事, 重要組織の長)	—	それぞれの職の任期による。
(指名する職員, 学外委員)	2年	定款で決定済み
副学長	—	理事の任期による
学部長	2年	現行どおり
研究科長	2年	現行どおり
学科長	2年	現行どおり
専攻長	2年	現行どおり
学長補佐	2年	現行どおり
総合教育センター長	2年	現行どおり
総合教育センター副センター長	2年	現行どおり
キャリアセンター長	2年	総合教育センター長と同様
学術情報センター長	2年	現行どおり
庄原・三原学術情報センター長	2年	現行どおり
地域連携センター長	2年	現行どおり
庄原・三原地域連携センター長	2年	現行どおり
附属教育研究施設長	2年	現行どおり
附属診療所長	2年	現行どおり
理事長選考会議委員	法人化後に決定	
人事委員会(仮称)委員	—	経営審議会, 教育研究審議会委員のうちから選出されるため, それぞれの審議会委員の任期による
選考会議委員	—	審議事案が選考会議に付議されている間
調査会議委員	—	審議事案が調査会議に付議されている間
自己点検・評価委員会委員	2年	現行どおり
研究推進委員会	2年	現行どおり
人権委員会委員	2年	現行どおり
教員業績評価委員会(仮称)委員	2年	他の委員会委員と同様

## (共通事項)

- 再任は, 可能(特に法人規程で定めない限り, 再任回数の制限なし。)
- 補欠の委員の任期は, 前任者の残任期間とする。
- 旧大学の職の任期は, 旧大学における職における任期と同様とする。